

## 留意事項について

## ○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

介護サービス事業所は、今回の報酬改定に伴い新たな加算の追加や変更について「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に、今回の制度改正に伴い新たな届出様式として追加された「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」を市町村にそれぞれ提出が必要となる。

さらに、都道府県及び市町村は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所台帳を請求情報との突合審査のために国保連合会に提出が必要となる。

このため、都道府県及び市町村における事業所台帳の不備や整備の遅れは、請求の不当な返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

については、都道府県及び市町村は、次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

## 1. 介護サービス事業所への適切な指導

## ① 届出様式、届出項目の追加に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。

なお、場合によっては、既存の届出項目であっても、届出が必要なものもあるので、留意すること。（詳細は別紙を参照）

## ② 提出の期限

4月の報酬算定の提出期限は、従来、支給限度額管理対象となるサービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日となっているが、今回は予算編成作業がずれ込んだ関係で、通常の事務処理スケジュールより遅延していることから、下表のとおり猶予することとする。

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期	平成27年4月分の届出期限
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (介護予防) 訪問通所サービス</li> <li>・ (介護予防) 福祉用具貸与</li> <li>・ 居宅介護支援</li> <li>・ 介護予防支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から</li> <li>・ 16日以降になされた場合には翌々月から</li> </ul>	4月1日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (介護予防) 短期入所サービス</li> <li>・ (介護予防) 特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 施設サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から</li> </ul>	4月1日

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期	平成27年4月分の届出期限
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> <li>・ 夜間対応型訪問介護</li> <li>・ （介護予防）認知症対応型通所介護</li> <li>・ （介護予防）小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から</li> <li>・ 16日以降になされた場合には翌々月から</li> </ul>	4月1日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （介護予防）認知症対応型共同生活介護</li> <li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から</li> </ul>	4月1日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（独自）及び通所型サービス（独自）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から</li> <li>・ 16日以降になされた場合には翌々月から</li> </ul>	4月1日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>介護職員処遇改善加算</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス種類ごとの届出期限と同じ</li> <li>・ <b>平成27年4月サービス分については、届出の特例を設ける</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>4月15日</b> 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表と計画書案を提出</li> <li>・ <b>4月30日</b> 計画書及び必要な添付書類を提出</li> </ul>

## 2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の追加等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、追加される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

### 3. 国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たな項目体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

なお、新規指定事業所の事業所台帳の異動情報については、インターネット請求の準備のために、都道府県から国保連合会へ通常より1ヶ月早く送付していただくようお願いしているところだが（平成26年7月17日開催介護電子請求に関する都道府県・国保連合会合同説明会資料108～109ページ参照）、平成27年4月の新規指定事業所の異動情報については、新たな項目体系に基づく異動情報を送付する必要があるため、4月には送付せず、全て5月に送付すること。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	その他該当する体制等の届出項目追加	新設された項目について、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
2	共通	「その他該当する体制等」欄の 「地域区分」 「9：6級地の2」を「9：7級地」に変更 「8：5級地の2」を削除 「地域区分」に属する地域を変更	<u>左記届出内容の変更を含め、見直しが行われている地域に所在する事業所については、新たな地域区分の届出が必要となる。</u>
3	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」 「1：定期巡回の指定を受けていない」 「2：定期巡回の指定を受けている」 「3：定期巡回の整備計画がある」 を新設	「日中の身体介護20分未満体制」の既存届出内容が「1：なし」で、新たな届出がない場合は「1：定期巡回の指定を受けていない」とみなす。  「日中の身体介護20分未満体制」の既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：定期巡回の指定を受けている」とみなす。  「3：定期巡回の整備計画がある」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。  (注)「2：定期巡回の指定を受けている」「3：定期巡回の整備計画がある」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	1 1 : 訪問介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」</p> <p>「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」</p> <p>を</p> <p>「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」 「5 : 加算Ⅳ」</p> <p>に変更</p>	<p>「5 : 加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 5 : 通所介護 1 6 : 通所リハビリテーション 2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 3 : 介護療養施設サービス 6 1 : 介護予防訪問介護 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 6 5 : 介護予防通所介護 6 6 : 介護予防通所リハビリテーション 2 4 : 介護予防短期入所生活介護 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 7 6 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 1 : 夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員処遇改善加算」  「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」  を 「1 : なし」 「5 : 加算Ⅰ」 「2 : 加算Ⅱ」 「3 : 加算Ⅲ」 「4 : 加算Ⅳ」  に変更	既存届出内容が「2 : 加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅱ」とみなす。  既存届出内容が「3 : 加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3 : 加算Ⅲ」とみなす。  既存届出内容が「4 : 加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「4 : 加算Ⅳ」とみなす。  <u>「5 : 加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	(前ページと同様)	(前ページと同様)

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
6	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 3 : 訪問看護 1 4 : 訪問リハビリテーション 6 1 : 介護予防訪問介護 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 6 3 : 介護予防訪問看護 6 4 : 介護予防訪問リハビリテーション 7 1 : 夜間対応型訪問介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物に居住する利用者の減算」 を廃止	新たな届出は不要。
7	1 1 : 訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「日中の身体介護20分未満体制」 を廃止	新たな届出は不要。
8	1 2 : 訪問入浴介護 6 2 : 介護予防訪問入浴介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を 「1 : なし」 「3 : 加算 I イ」 「2 : 加算 I ロ」 に変更	既存届出内容が「2 : あり」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算 I ロ」とみなす。 <u>「3 : 加算 I イ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>



項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
9	15：通所介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 73：小規模多機能型居宅介護 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。 <u>「5：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
10	16：通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。</p> <p>「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p>
11	16：通所リハビリテーション 65：介護予防通所介護 66：介護予防通所リハビリテーション 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を 「1：なし」 「4：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。</p> <p><b>「4：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</b></p>
12	21：短期入所生活介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「緊急短期入所体制確保加算」</p> <p>を廃止</p>	<p>新たな届出は不要。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
13	21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」及び 「サービス提供体制強化加算（空床型）」  「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。  <u>「5：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>
14	21：短期入所生活介護 51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「看護体制加算」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。  「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
15	22：短期入所療養介護 25：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーション機能強化」を廃止	新たな届出は不要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
16	23：短期入所療養介護 53：介護療養施設サービス 26：介護予防短期入所療養介護	施設等区分1の「人員配置区分」欄 「2：Ⅰ型」 「3：Ⅱ型」 「4：Ⅲ型」 を 「2：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」 「5：Ⅰ型（療養機能強化型A）」 「6：Ⅰ型（療養機能強化型B）」 「3：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」 「7：Ⅱ型（療養機能強化型）」 「4：Ⅲ型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「2：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「2：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。  「人員配置区分」欄における既存届出内容が「3：Ⅱ型」で、新たな届出がない場合は「3：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」とみなす。  「5：Ⅰ型（療養機能強化型A）」「6：Ⅰ型（療養機能強化型B）」「7：Ⅱ型（療養機能強化型）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。
		施設等区分2の「人員配置区分」欄 「1：Ⅰ型」 「2：Ⅱ型」 を 「1：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」 「3：Ⅰ型（療養機能強化型A）」 「4：Ⅰ型（療養機能強化型B）」 「2：Ⅱ型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「1：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。  「3：Ⅰ型（療養機能強化型A）」「4：Ⅰ型（療養機能強化型B）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。
		施設等区分6と7の「人員配置区分」欄に 「1：療養機能強化型以外」 「2：療養機能強化型A」 「3：療養機能強化型B」 を新設	<b>従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、人員配置区分の届出が必要となる。</b>
17	33：特定施設入居者生活介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護	施設等区分3と7（35：介護予防特定施設入居者生活介護は3のみ）の「人員配置区分」欄 「2：外部サービス利用型」 を 「1：一般型」 「2：外部サービス利用型」 に変更	「1：一般型」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
18	43：居宅介護支援	<p>「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>「4：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p> <p>(注)「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。</p>
19	71：夜間対応型訪問介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「4：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「5：加算Ⅱイ」 「3：加算Ⅱロ」</p> <p>に変更</p>	<p>既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。</p> <p>既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅱロ」とみなす。</p> <p><b><u>「4：加算Ⅰイ」「5：加算Ⅱイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u></b></p>
20	73：小規模多機能型居宅介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「看護職員配置加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>「4：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
2 1	3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型) 3 7 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 9 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の「夜間ケア加算」を廃止	新たな届出は不要。
2 2	3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護	「施設等の区分」欄に「3 : 養護老人ホーム」「7 : サテライト型養護老人ホーム」を新設	「3 : 養護老人ホーム」「7 : サテライト型養護老人ホーム」に該当する場合は、新たな施設等区分の届出が必要となる。
2 3	6 8 : 小規模多機能型居宅介護 (短期利用型) 7 9 : 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 6 9 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	「提供サービス」欄にサービス種類を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。
2 4	A 2 : 訪問型サービス (独自) A 6 : 通所型サービス (独自)	介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴い、様式を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。 ※左記サービス種類での算定可否について、所在市町村へ確認する必要がある。